

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターコンサルティング株式会社

代表取締役 **佐々木 篤史**

37

シニアコンサルタント **平野 芳生**

ランチェスター販売戦略、情報提供型の購買心理学を基にした商標型
セールス、営業スキル研修の3つの柱を基に「選ばれる地域No.1代理店づくり」の
実現を目指す。独立行政法人、中小企業基盤整備機構、実務支
援アドバイザー、NPO法人ランチェスター協会監修。ランチェ
スター、一般社団法人、地域活性化推進機構登録専門家、NPO法人、リ
スマネージャー&コンサルタント協会 シニアコンサルタント
https://sevenstars-consulting.com/

2. 商標型
①人は知らない人には攻撃的、冷淡な対応を行う。
②人は会えば会うほど好意を持つようになる。
③人は相手の人間的な側面を知ったとき、より強く相手に好意をもつようになる。
要するに、大切な顧客

今回は、なぜ活動量の増大が大切なのか、そして営業担当者の活動量を増大させるポイント等について解説します。

活動量を増大させるポイントとは? 最も効果が高いのは「地域担当制」の早期導入

前回はランチエスターのABC分析と管理に
おける訪問計画・活動基
準の立て方等について解
説しました。
今回は、なぜ活動量の
増大が大切なのか、そし
て営業担当者の活動量
を増大させるポイント等
について解説します。

逆に、取引関係が深い
のだから、もっと手を抜
いて、取引関係の薄い先
に時間を取った方がよい
のではとも考えられます
が、Aクラスに時間をも手
間も掛けるという考えは
は心理学的にも意味があ
るのです。

前回の算出した訪問計画・活動基準による活動量

- ①Aクラス(Aa, Ab, Ba) 1回平均 長時間(40分)
- ②Bクラス(Ba, Bb, Bc) 1回平均 中時間(20分)
- ③Cクラス(Ca, Cb, Cc) 1回平均 短時間(10分)

「単純接触効果」とい
います。人と人が接する回
数が増えるほど好意度や
印象が高まる効果を「単
純接触効果」といいます。
1968年、この「単純
接触効果」をアメリカの
心理学者、ロバート・サイ
アンスが論文にまとめ発
表したものです。「サイ
アンスの法則」、「サイ
アンスの単純接触効果」
ともいいます。

代理店経営情報

シンニチ 代理店版

(図表1) 営業担当者の活動量を増大させるポイント

ポイント	内 容
① 移動時間の短縮	担当テリトリーが広い場合、効率の良い訪問順序や訪問ルート を研究する。地域担当制を導入していない場合は、顧客をシャ ッフルして地域担当制に変更する。営業拠点の立地が悪い場合、 1日に1回だけ会社に戻る。営業担当者の回り方が悪い場合は、 訪問経路の研究も行う。カーナビによる最短経路を優先する。
② ロスタイム対策	訪問日時をなるべく習慣化する。得意先の情報を収集して、お 客様の会議や出張等につづかないようにする。アポイントを取 り付けるときは、「1時10分」というように端数にする。待ち 時間の間にできる仕事を持っていったり、アポを取ったり、 モバイルツールで商談をしたりすることも可能です。
③ 社内業務の短縮	会議・打合せを最も効率的な方法で開催する。モバイルやオン ラインツールを積極的に採用し、社外の空いた時間に報告や入 力等の社内業務を遂行できる環境を整備する。資料作成の標準 化、簡略化を図るとともに、バックオフィスによる営業サポ ート体制を見直す。
④ 外出スタート時刻を早める	1日当たりの訪問件数を増やすために、始業時刻後すぐに外出 するルール化、頭の冴えた午前中の商談を増やすことで、1回 あたりの商談の生産性を高める。

「その他(新規見込)・状
況によるが、Bクラス同
等が原則
それは、「サイアンス
の法則」というもので
「単純接触効果」とい
います。人と人が接する回
数が増えるほど好意度や
印象が高まる効果を「単
純接触効果」といいます。
1968年、この「単純
接触効果」をアメリカの
心理学者、ロバート・サイ
アンスが論文にまとめ発
表したものです。「サイ
アンスの法則」、「サイ
アンスの単純接触効果」
ともいいます。

「単純接触効果」とい
います。人と人が接する回
数が増えるほど好意度や
印象が高まる効果を「単
純接触効果」といいます。
1968年、この「単純
接触効果」をアメリカの
心理学者、ロバート・サイ
アンスが論文にまとめ発
表したものです。「サイ
アンスの法則」、「サイ
アンスの単純接触効果」
ともいいます。

「単純接触効果」とい
います。人と人が接する回
数が増えるほど好意度や
印象が高まる効果を「単
純接触効果」といいます。
1968年、この「単純
接触効果」をアメリカの
心理学者、ロバート・サイ
アンスが論文にまとめ発
表したものです。「サイ
アンスの法則」、「サイ
アンスの単純接触効果」
ともいいます。

「単純接触効果」とい
います。人と人が接する回
数が増えるほど好意度や
印象が高まる効果を「単
純接触効果」といいます。
1968年、この「単純
接触効果」をアメリカの
心理学者、ロバート・サイ
アンスが論文にまとめ発
表したものです。「サイ
アンスの法則」、「サイ
アンスの単純接触効果」
ともいいます。

保険金と一緒に受け取る配当金 相続税法基本通達3-8を手掛かりに

Q 当社では、当社を契約者、役員・使用人を被保険者、
保険金受取人を役員・使用人およびその遺族とする有配当
の疾病保障保険に加入しています。配当金の課税取扱いに
ついてご教示願いたいのです。この契約では、保険金とも
に配当金が保険金受取人に支払われることになっていま
すが、これは課税所得となるのでしょうか。また、保険金の
支払いにより当社は配当金を受け取る権利を失います。そ
れまで資産計上してきた配当金積立金はどのように処理す
ればよいのでしょうか。

■剰余金、前納保険料は保険金と同様
A まず、疾病保障保険から支払われる保険金の税務取
扱いです。これは所得税法第30条第1号に掲げる「身
体の傷害に基因して支払いを受けるもの」に該当するとさ
れ、所得税法上、非課税所得として取り扱われます。また、
この取扱いは傷害を受けた被保険者本人が受け取った場
合に限らず、被保険者の配偶者やその他の親族が受け取った
場合も同様非課税所得とされることになっています。た
だ、これを受け取った配偶者や親族が、この保険金を自分
のものとして使ってしまったときは被保険者から贈与があ
ったものとされる可能性があるのでは注意が必要です。
ところで、医療保険において被保険者が死亡したり、例えば
3大疾病保障保険で3大成人病に罹患し死亡保険金と同額
の保険金が支払われたりした場合には、契約が消滅します。
その際、保険金とともに配当金が保険金受取人に支払われ
ます。この配当金の税務についてどのように考えるかが問
題となりますが明確な定めはなく、相続税法基本通達
3-8にその手掛かりがあります。そこには、保険金と合わ
せて支払われる剰余金等について次のように定めています。

「法第3条第1項第1号の規定により相続又は遺贈により
取得したものとみなされる保険金には、保険契約に基づ
き分配を受ける剰余金、償戻しを受ける償戻金及び払戻し
を受ける前納保険料の額で、当該保険契約に基づき保険金
とともに当該保険契約に係る保険金受取人(共済金受取人
を含む。以下同じ)が取得するものを含むものとする」
これは、みなし相続財産とされる死亡保険金とともに支
払われる剰余金や払戻しを受ける前納保険料等は、保険事
故発生前には契約者に支払われることになっていることか
ら、本来の相続財産として保険金受取人が取得するのでは
ないかと誤解している人もいますが、そうではなく、死亡保
険金と同様、みなし相続財産になることを明らかにしてい
るわけです。

■配当金も保険金に含めて判断、身体の傷害に基因なら非課税
ご質問者はそこまで尋ねていませんが、この通達には「保
険金とともに支払われる剰余金等については、保険金に含
めてみなし相続財産とする」という考え方があります。ま
た、国税庁のHP「保険と税」の「配当金等を受け取ったと
き」にも「契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から
控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金
は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になりま
す。また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配
当金は保険金額に含めて課税対象になります」とあります。
このようなことから、ご質問者の配当金も保険金に含
めて判断する、つまり非課税所得にしてもよいのではない
かと思えます。それが、疾病保障保険の趣旨にも沿うこと
と考えます。

知ってトクする 1075 税務情報

そして、疾病保障保険で被保険者に死亡事故が発生した
場合に支払われる配当金を含めた死亡保険金は、みなし相
続財産として相続税の課税対象となります。通常、保険
金の課税関係は、保険料負担者と保険金受取人の関係で決
まりますが、この場合、保険料負担者は法人であるものの、
相続税課税の課税関係の判断においては、その保険料は
被保険者である役員・使用人が負担していたものとして取
り扱われるからです(相続税法基本通達17「雇用主が保
険料を負担している場合」)。つまり、保険料負担者=役員
・使用人、被保険者=役員・使用人、保険金受取人=役員・
使用人の遺族とする課税関係になるわけです。
さて、ご質問者はもう一つ、保険事故発生まで配当金積立
金として資産計上してきた配当金の税務取扱いを尋ねて
います。配当金に関しては保険事故により保険金が被保険
者側に支払われることになり、本来法人が受け取るはずの権
利が消滅することになります。従って、資産計上している配
当金積立金があれば、これを取り崩す(損金算入)ことにな
ります。

保険金と一緒に受け取る配当金の取扱い(法人)

保険事故が発生するまで、それまでの配当金を「配当金積立金」として資産計上しているはずですが、この配当金は
契約者である法人に受け取る権利がありますが、保険事
故が発生した場合には契約が消滅し、配当金は保険金と
ともに保険金受取人に支払われることになっています。
従って、法人は資産計上している配当金積立金を取り崩
す(損金算入)こととなります。

●仕訳

雑損失	×××	配当金積立金	×××
-----	-----	--------	-----